

3中教指第2765号  
令和3年(2021年)9月10日

各幼稚園長様  
各小・中学校長様

教育委員会事務局  
指導室長 齊藤 光司  
(公印省略)

### 緊急事態宣言延長に伴う対応について（依頼）

各校・園におかれましては、徹底した新型コロナウイルス感染症の感染予防と幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただきありがとうございます。

夏季休業終了後、本区では令和3年8月27日付 3中教指第2549号に基づいた教育活動を実施していただいているところですが、この度、9月30日まで「緊急事態宣言」が延長されることを受け、下記のとおり対応いたします。

つきましては、貴職下 教職員に周知し、引き続き感染症対策の徹底を図るとともに、幼児・児童・生徒に対する新型コロナウイルス感染症対策についての指導も改めて徹底し、実施可能な工夫を行った上で教育活動に取り組んでいただくようお願いします。

### 記

#### 1 区立学校・幼稚園における対応

##### (1) 区立学校における対応

9月13日（月）以降は、通常授業とするが、登校していない児童・生徒の状況に応じてオンライン学習等の対応を行う。

中学校における9月25日（土）の土曜授業については、授業公開はせず、通常の午前授業として実施する。

※今後の感染拡大状況等によって、時差登校やオンライン授業等に切り換えることがある。各家庭の通信状況の確認や、Google Classroomの準備等を各校で進めること。

##### (2) 区立幼稚園における対応

9月13日（月）以降は、通常保育（弁当あり）とする。

#### 2 日常の教育活動について

##### (1) 幼児・児童・生徒への感染予防対策を継続した上で日常の教育活動を実施する。

ただし、現状を鑑み、9月13日（月）以降の緊急事態宣言期間中についても、引き続き警戒度を上げた対応を継続し、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高いと考えられる活動は控える。

【例】・グループや少人数等による近距離・長時間の話合い

- ・体育における身体接触を伴う活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・理科におけるグループ単位での観察・実験

等

(2) 幼児・児童・生徒のマスクの着用については、熱中症のリスクも鑑み、活動内容に応じて、換気や幼児・児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、教員がマスクを外すよう適宜声掛けするなどの対応をする。

(3) 様々な機会を捉えて、児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を改めて行う。

① 感染予防に関する指導

・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合には、無理をせず自宅で休養することを呼びかける。同居の家族に同様な症状が見られる場合も登校を控えるよう呼びかける。

・こまめな手洗い・手指の消毒や咳エチケットを徹底することを指導する。

・マスクの適切な着用について指導する。一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持つことや、マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから正しい方法で着用することなどを指導する。その際、体質等によりマスクを着用できない児童・生徒がいることなど、必要な配慮についても指導する。

② 適切な行動に関する指導

・3密（密集・密接・密閉）それぞれの状況を避けるための行動を、児童・生徒自らがとれるように指導する。

・特に、給食前後の行動についての指導を徹底する。（給食前後の手洗い、手洗い場や廊下が密にならない工夫、配膳時に話をしないこと、黙食 など）

### 3 土曜授業について

中学校における9月25日（土）の土曜授業については、保護者が来校しての授業公開は行わず、通常の午前授業とする。ICTを活用したオンラインでの授業公開などの工夫を講じ、保護者が授業の様子を知る機会を用意するよう努める。

### 4 運動会等の体育的行事の実施について

(1) 緊急事態宣言下では、実施しない。

(2) 緊急事態宣言解除後に実施する際も、以下のとおり、感染症対策等に十分配慮する。

① ねらいや趣旨を踏まえ、実施する競技・演技等を吟味するとともに、熱中症等による幼児・児童・生徒の体調面に十分配慮した内容とする。

② 校庭又は園庭等に幼児・児童・生徒が一堂に会する場合には、保護者の参観は行わない。（その場合には、オンラインでの配信を行うなど、周知を工夫する）

③ 学年ごとに時間を区切って行い、保護者の参観も当該学年のみとする。

※令和3年7月21日付 事務連絡 「秋の体育的行事の実施について」の各校からの回答を基に、幼児・児童・生徒数や校庭等の広さなどの規模を考慮し、指導室にて実施可能か判断する。

④ 来賓・地域関係者は招かない。

(3) 行事当日だけでなく、練習時においても十分に配慮する。行事当日及び練習時に飛沫拡散等が十分に防げず、幼児・児童・生徒の安全が確保できないと判断する場合は、延期または中止する。

## 5 学芸会、音楽会、合唱コンクール等の文化的行事の実施について

- (1) 緊急事態宣言下では、実施しない。
- (2) 緊急事態宣言解除後に実施する際も、以下のとおり、感染症対策等に十分配慮する。
  - ① 「3密」を徹底的に避けた計画とするとともに、会場内の換気をこまめに行う。
  - ② 発表時・鑑賞時とも、原則マスクを着用する。ただし、幼児・児童・生徒の体調面に十分配慮する。マスクを外す場合は、間隔を1～2m程度確保する。
  - ③ 原則、学年ごとに時間を区切って行い、保護者の参観も当該学年のみとする。
  - ④ 外部会場（なかのZERO大ホール等）で、幼児・児童・生徒が一堂に会して実施する場合には、保護者の参観は行わない。（その場合には、オンラインでの配信を行うなど、周知を工夫する）
  - ⑤ 来賓・地域関係者は招かない。
- (3) 行事当日だけでなく、練習時においても十分に配慮する。（緊急事態宣言中は、合唱や演劇の練習を行わない。） 行事当日及び練習時に飛沫拡散等が十分に防げず、幼児・児童・生徒の安全が確保できないと判断する場合は、延期または中止する。

## 6 上記4・5以外の学校行事・保護者会等について

実施する際には、以下のとおり、感染症対策等に十分配慮する。

- (1) 幼児・児童・生徒が、1つの会場で密になる規模の行事・集会等は開催はしない。
- (2) 緊急事態宣言下では、保護者の来校は原則不可とする。
- (3) 緊急事態宣言解除後、保護者が来校する場合は、時間と集団を指定し、密にならない場合のみ可とする。（全保護者が一堂に会することを避ける。学年入れ替えの形をとった場合でも、密にならないよう十分配慮する。）
- (4) 来賓・地域関係者は原則として招かない。

## 7 校外学習・遠足・宿泊を伴う行事等について

- (1) 宿泊を伴う行事については、緊急事態宣言下では実施しない。（延期の方向で検討・調整する。）
- (2) 日帰りの行事については、感染症の拡大防止を鑑み、実施する場合には以下の留意点に配慮した上で実施する。
  - ① 原則、行き先を都内とする。
  - ② 移動手段は、徒歩または換気に留意した貸し切りバスでの実施のみとする。
  - ③ 公共交通機関を利用する移動は行わない。
  - ④ 見学地については、人が密集したり、直前でのキャンセルが難しい、または高額なキャンセル料が発生したりする場所・施設は避ける。
  - ⑤ 校外学習先で食事を取る際は、密にならないよう場所や座席等に十分配慮する。
  - ⑥ 実施に際しては、健康観察カード等を活用し、本人の健康状況だけでなく、家族の状況についても2週間程前から把握することで、実施の判断や移動先での発熱等に適切に対応する。

## 8 部活動について

原則として中止とするが、人数制限や内容の精選、活動時間の短縮などの策を講じ、必ず保護者の同意を得た上で、以下の点に配慮して実施してもよいこととする。

- (1) 感染リスクの高い活動は控え、特に接触を伴う活動、飛沫感染の可能性のある合唱・合奏等においては、十分な距離を取り、換気を徹底するなど、必ず感染症対策を講じる。生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- (2) 熱中症のリスクを鑑み、活動中はマスクを外すよう適宜声掛けをする。マスクを外す場面では、大声を出すことや、近距離での発声や会話は控える。ミーティング等の際には必ずマスクを着用させる。
- (3) 大会等に出場する場合は、必ず保護者の同意を得る。会場への移動、昼食、更衣等も含め、学校として主催団体とともに責任をもって感染症対策を講じた上で出場する。

## 9 教職員の健康管理の徹底

区民からの信頼を損なう行動を厳に慎むとともに、以下の点について改めて注意喚起を依頼する。

- (1) 各自健康管理を徹底し、会話や会議の際も必ずマスクを着用する。  
※一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持つことや、マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることを踏まえ、着用すること。
- (2) 不要不急の外出は避け、都県境をまたぐ移動を自粛する。
- (3) 昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食を自粛する。

## 10 今後、実施される区主催の研修等について

- (1) 予定どおりの日程で実施予定の研修

日程	名称	実施について
9月16日(木)	初任者研修⑥	<u>オンラインで実施</u> (別途通知したとおり)

- (2) 課題への取組による研修

予定していた日程	名称	実施について
8月24日(火)	2年次教諭研修②	授業動画を10月1日以降視聴し、課題に取り組む。 (別途通知したとおり)
9月17日(金)	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・ 中堅養護教諭等資質向上研修Ⅰ⑦ (指導法研修(発展)①を兼ねる)	授業動画を10月1日以降視聴し、課題に取り組む。 (別途通知したとおり)

- (3) 中止となる研修

予定していた日程	名称	実施について
9月14日(火)	体力向上研修②	本年度は中止とする。

## 11 その他

(1) 9月21日(火) 第2回オープンキャンパスの実施について

第2回オープンキャンパスの実施に当たっては、児童・生徒の学校間の移動をさせずに実施することとする。紹介動画やオンラインを活用した交流活動などの工夫を講じて実施する。

なお、日程を変更しての実施を検討している場合は、指導室に相談する。

(2) 9月30日(木) 中野区中学校総合体育大会連合陸上競技大会の実施について

実施日が緊急事態宣言期間に含まれるため、中止とする。

(3) 10月9日(土) 中野区小学生科学展の実施について

予定どおり実施する。詳細は、別途通知する。

【担当】 教育委員会事務局指導室  
指導主事 矢澤 理恵  
内線6422